

令和3年2月19日

台東区長 服部 征夫 殿



緊急要望

物販店に対する支援について

新型コロナウイルス感染拡大の防止のための人流の抑制策は、実店舗・対面販売を中心とする台東区内の物販店の売上に甚大な影響を及ぼしています。

お土産等を販売する区内的多くの物販店はこれまで、国内外からの来街者におもてなしの心あふれる対応で商いを行ってまいりました。

長引くコロナ、また、緊急事態宣言の発令の影響もあって、来街者が減少、売り上げも激減し、先行きの見通せない不安に街の活気は失われています。

商売、観光のまち台東区に活気が戻るよう物販店に対する支援を求めます。

- 1 実店舗のコロナ感染対策に対する給付型支援を行うこと。
- 2 仮称「おうちでたいとう お買い物」「おうちでたいとう お土産」など、ホームページを活用した通販サイトによる物販支援事業を行うこと。
- 3 通信技術・機器操作に不慣れな小規模事業者等に講習を行い、販売支援もを行うこと。

プレミアム商品券の発行について

新型コロナウイルスの影響で、落ち込んでいた消費の喚起のため、東京都は、一部の区で発行されているプレミアム付き商品券について、都内全域で広げる方向で調整しています。そして、緊急事態宣言の解除を前提条件に、4月を目途に発行主体となる各市区町村への助成を始めると聞いています。

本区においても、消費が冷え込んでいる現状を打破し、商店街活性化の中核事業として取り組むべきものと思います。

- 1 台東区商店街連合会加盟店舗のみで使えるプレミアム付き商品券を区が発行すること。なお、プレミアム率を3割以上とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制について

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたり、現在様々な接種準備体制の報道がなされる中、区民より不安な声やお問い合わせ、ご要望をお寄せいただいております。無事故で適切に接種して頂けるよう予防接種の実施体制について次を要望いたします。

- 1 医療機関、また、医療機関以外が接種を実施する場合でも、接種を受ける区民等の利便性、また、実施の効率性に配慮し、集団接種、個別接種、巡回接種、訪問での接種を適切に、柔軟に選択して実施すること。
- 2 新型コロナウイルスワクチン担当所管を設置し、担当部長・課長を新設すること。
- 3 広く多くの方々に、また、適正・適切に接種を実施するためには、庁内の保健福祉部門はもとより、組織・人事管理部門等の職員も含めた全庁的な体制整備が必要です。その体制整備に資するよう次を求めます。
 - ① 庁中の人員不足となった部門の事務補助のため、また、接種会場での誘導・案内や受付事務、データ入力等業務をコロナ離職者、バイトを失った学生など休職者を臨時雇用すること。
 - ② 接種台帳関係の入力業務、接種券の封入封緘等発送業務、接種会場の設営等の業務は、シルバー人材センターや、コロナ禍で売上が減少している区内中小事業所に業務委託すること。
- 4 予防接種実施計画策定前に、統計的に有意な調査数を抽出して、新型コロナワクチン接種にかかる区民の意向を調査すること。
- 5 予防接種実施計画を策定するにあたっては区内2医師会、病院等医療関係団体と十分に協議し、また、特に特養等高齢者施設、福祉施設・団体等から意見を聴取し策定すること。また、実施計画の策定次第速やかに広報誌等あらゆる広報媒体を活用して、わかりやすく区民に周知すること。
- 6 新型コロナワクチンの特性や安全性にかかる情報、主な副反応・アレルギー反応、接種の受け方、また、接種を受ける際の注意事項等をわかりやすくまとめたパンフレット

トを作成し接種券等送付案内へ同封するものと考えられるが、併せて、実施計画の公表後は、何度も、SNS等を含むあらゆる媒体を活用して広報し、区民の理解を得るよう努めること。なお、随時新たな情報に更新すること。

7 接種順位2の高齢者における高齢者施設等の接種では、接種順位4の高齢者施設等の従事者も特例で入所・入居高齢者と同じタイミングで接種することについて、次のことを求めます。

- ① インフルエンザ等ワクチンの定期接種を施設内で行ってきた実績のある高齢者施設等は施設従事者も同時にコロナワクチンを接種するものと思われますが、従事者中、区外に住所のある者の接種も行えるよう住所地自治体と速やかに調整すること。
- ② 施設内で定期接種の実績のない高齢者等施設においても従事者の特例接種を行うべきものと思われる所以、その実施方について区は支援すること。
- ③ 施設内での接種を行わず区の定期接種会場等に出向いて接種することを予定している高齢者施設等の従事者についても当該接種会場で高齢者等と同じタイミングで接種できるよう調整すること。
- ④ 上記②③の従事者中、区外に住所を有する者の当該自治体と速やかに調整すること。

8 寝たきり等による移動困難な高齢者や、障害等による移動制約者等交通弱者も広く接種を受けられるよう接種会場への送迎支援を行うこと。また、接種用に改造された車両を使った巡回接種、又は、かかりつけ医等による訪問接種を行うこと。

9 簡易宿所で起居する者やホームレス等住所不詳の者の接種について実施するよう体制整備すること。また、行方不明者の所在等にかかる調査を速やかに実施すること。

10 接種予約システムを構築等速やかに導入すること。なお、Web予約・LINE予約等が可能なものの、又、予約変更・キャンセル等の対応が可能なものとすること。

11 予約キャンセル時における接種体制を構築すること。

12 新型コロナワクチン接種に関する区民からの相談に応じる窓口体制を整備すること。

13 接種券等送付案内には、問診等予診の効率的実施のために、予診票に合わせワクチン接種Q&Aリーフレットを同封すること。なお、Q&Aには優先接種の対象となる基礎疾患の内容をわかりやすく案内すること。また、送付時期が異なる場合は最新情

報を提供できるよう随時更新すること。

- 1 4 接種券等案内の送付後、一定期間経過しても接種されない未接種者に勧奨通知を発送すること。
- 1 5 接種券等送付案内には、予約やお問い合わせ、相談等が一時に集中しないよう、接種順位、基礎疾患の自己申告予定者、地域割で実施する場合は地域ごとに、予約（問い合わせ、相談等も含む）受付の期間を分割指定して、日時・会場ごとの接種者数を平準化し混雑回避に努めること。
- 1 6 一般の方の接種枠のはじめに「基礎疾患のある方」が優先となっていますが、現在のところその「基礎疾患」も自己申告との事です。案内の際に「基礎疾患」の内容を明記して問い合わせや相談内容の縮小に努めること。

以上。